

笠岡市周遊型観光ツアー一造成事業補助金 概要

☆ 補助金名

笠岡市周遊型観光ツアー一造成事業補助金

☆ 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づくの登録を受けている旅行業者であり，笠岡市内での観光を含む団体旅行を催行した国内外の旅行業者

☆ 補助期間

令和5年3月31日まで

☆ 補助条件

- (1) 旅行業者が主催するツアーで，参加人数が2人以上であること。(乗務員及び添乗員を除く。)
- (2) 笠岡市内の日本遺産構成文化財，観光関連施設及び地域農産物等直売施設(市長が定める施設)のうち，2か所以上利用すること。
- (3) 笠岡市内の飲食店で食事をすること。(食事にはテイクアウトを含む。)
- (4) ツアー参加者に対するアンケートを実施すること。
- (5) 国，地方自治体等が実施する視察若しくは研修旅行でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。

☆ 補助金額

ツアー参加者の人数に，下記の単価を乗じた額を補助する。

	宿泊なし(1人当たり)	宿泊あり(1人当たり)
陸地部のみ	1,200円 (1,000円から増額)	2,400円 (2,000円から増額)
島しょ部を含む	1,800円 (1,500円から増額)	3,600円 (3,000円から増額) ※島しょ部の宿泊に限る

※なお，補助金の額は，1ツアーにつき12万円を限度とする。

(10万円から増額)